

議事要旨(3) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、専門委員会における審議の状況を受けて審議いただきたい旨の説明があり、また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(3)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
資本剰余金が負の値になった場合に、利益剰余金から補てんする根拠は負の資本剰余金が想定されていない、ということだと理解しているが、利益剰余金が負の値になった場合はどう考えればよいか。
- 上記の委員の質問に対して、事務局からは、利益剰余金が負の値になった場合には、資本金又は資本剰余金から補てんされない限り、負の値として表示されることになる旨の回答があった。
- ある委員より、次の質問があった。
負の資本剰余金を利益剰余金から補てんする際の考え方としては、資本剰余金がゼロになるまで資本剰余金を減額し、残りは利益剰余金を減額することになるか、あるいは、いったんすべて資本剰余金の減額とし、結果負の値になったものを利益剰余金から振り替えることになるか、どちらの考え方か。
- 上記の委員の質問に対して、事務局からは、いったん資本剰余金の減額の処理を行い、期末日において負の値になったものを利益剰余金から振り替えると考えている旨の回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 一部売却のケースの法人税の取扱いについて、専門委員会では、支配獲得後の利益剰余金に対応する税額を損益とし、残りの売却益に相当する部分を資本剰余金の控除とする見方で検討を進めているようであるが、売却益に対応する税額が損益と資本剰余金に分かれることに違和感がある。
 - ・ 持分法では損益取引にすることについては異論はないが、別途、子会社について重要性が無い場合は持分法が適用できる点について、コンバージェンスの観点等から廃止するという議論は出ていないのか。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、一部売却のケースの法人税の取扱いについては専門委員会において引き続き検討する旨、非連結子会社の持分法の適用については今回の改正の対象外であるため、今後の課題に対する意見として承る旨の回答があった。

- ある委員より、次の意見があった。
非連結子会社に持分法の適用ができるようにしている趣旨が連結の代替であるならば資本取引とすべきで、そうでないということであれば、持分法と同じ扱いということになると考える。

最後に、西川委員長から、今後の専門委員会において引き続き検討する旨のコメントがなされた。

以上